

協議の場の公表

7浪農水第 66 号
令和7年5月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 (7547)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤橋地区 (藤橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月22日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・震災前は35戸の農家により水稻を中心に営農していたが、震災を契機に圃場整備に取り組み、担い手への農地の集約を進めてきた。

・地域の課題として担い手の高齢化、耕作放棄地の増加があり、農地の集積推進、担い手確保に向けた取り組みを人農地プラン策定時から検討を進めてきた。

・農事組合法人を立ち上げ、地区の農地管理を行い、担い手はいない農地については外部の法人参入について検討を進めてきた。

【地域の基礎的データ】
震災前農家数35戸、水田38ヘクタール、畑約18ヘクタール
主な作物:水稻、タマネギ、大豆など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・これまで管理耕作を行ってきた農事組合法人とメインとし、地域内での担い手の掘り起こしを行い、担い手が決まらない農地については、参入したい外部法人の調整する。

【地区のスローガン】
里山と田園水源の自然豊かな藤橋を取り戻そう
～協働で築く農村づくりを目指します！～

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.0 ha (66.2) ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.0 ha (65.7) ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振区域内の農用地を中心に営農再開を進め、ほ場整備事業により良好な営農環境の整備を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手農業者のニーズを踏まえ、営農しやすい農地にしていくため、圃場整備事業を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。宅地周りにある果樹・樹木に関しては、イノシシ等が寄り付いてしまわないように町の事業を活用して伐採対応した。

⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。